

居宅介護支援事業（介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業）運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第4条1号高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、調布市内の要介護状態（介護予防にあつては要支援状態、調布市介護予防・日常生活支援総合事業にあつては事業対象者）にある高齢者に対し、公正中立かつ適正な居宅介護支援等（介護予防、介護予防ケアマネジメント）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 介護支援専門員は、その利用者が可能な限り居宅において、尊厳が守られ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行う。

2 介護支援専門員は、利用者の希望、心身の状況、及びそのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立支援に向けて設定された目標を達成するため、公正中立な立場で、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう調整するものとする。

3 介護支援専門員は、利用者及びその家族に対して、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画、介護予防ケアマネジメント）に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること、また、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることができることについて説明を行い、理解を得るものとする。加えて、前6月間に事業所において作成され

た居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、特定相談支援事業者（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規程）、地域の保健・医療・福祉サービス、地域住民による自発的な活動を含めたサービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 居宅介護支援等の提供の開始の際に、利用者及びその家族に対して、入院時に、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう説明するものとする。
- 6 利用者が医療サービスの利用を希望している等の場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、介護支援専門員は、この意見を求めた主治の医師等に対して、居宅サービス計画を交付するものとする。
- 7 居宅サービス事業者から利用者の情報（服薬状況、口腔機能等心身又は生活の状況に係る）の提供を受けたとき等の際は、利用者の同意を得て、必要な情報を主治の医師等に提供するものとする。
- 8 事業の実施に当たっては、利用者の被保険者資格、要支援・要介護認定等の有無や、その有効期間及び介護保険料の負担割合を確認するものとする。
- 9 事業の実施に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対して、運営規程の概要、その他重要事項等について説明を行い、当該サービスの開始について、同意を得るものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社
- (2) 所在地 東京都調布市国領町3丁目8番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 居宅介護支援事業を提供するに当たり、次のとおり職員を配置する。ただし、法令等に基づく兼務ができるものとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(3) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援を提供するに当たり、必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 利用者の希望に応じて、営業日外及び時間外であっても携帯電話等で24時間相談対応可能な体制とする。

(居宅介護（介護予防、介護予防ケアマネジメント）支援事業の内容及び方法等)

第7条 居宅介護（介護予防、介護予防ケアマネジメント）支援の提供方法、内容等は次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。なお、居宅を訪問するときには、必ず身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは提示するものとする。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、月に1回は訪問してモニタリングを行い、それを記録するとともに、居宅サービス計画の変更等その他便宜の提供を行うものとする。また、以下3つの要件について、主治医、担当者、その他関係者の合意があり、かつ、ご利用者からの同意を得られた場合は、2回に1回は、ご利用者の居宅を訪問せず、テレビ電話等でご利用者との面接を行

うことが可能とする。

ア ご利用者の心身の状況が安定していること。

イ ご利用者がテレビ電話等を介して意思疎通ができること。

ウ テレビ電話等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、サービス担当者から提供を受けること。ただし、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターとの契約内容に従うものとする。

- (3) 介護支援専門員は、厚生省令第38号（平成11年3月）で定められた時期にサービス担当者会議を事業所内にある相談室、利用者宅、その他で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護（介護予防、介護予防ケアマネジメント）支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料は無料とする。

- 2 利用料のほか、通常の事業の実施区域を越えて行う介護支援事業等に要した交通費については実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は調布市内全域とする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、要介護認定等に係わる利用申込申請及び更新申請等について、必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、介護支援専門員の資質の向上のため、研修の機会を設ける。
- 3 事業所は、介護支援専門員その他の従業者又は介護支援専門員その他従業者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書で得るものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2

第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

7 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを調布市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、介護保険制度の実施前の準備として、要介護認定等に係わる居宅サービス計画の作成については、平成11年10月1日から行うものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成24年3月23日理事会議決)

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。